



鳥取県公報

平成 21 年 2 月 24 日 (火)
第 8 0 6 9 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	土砂災害警戒区域の指定 (100) (治山砂防課) 2
	指定居宅サービス事業者の廃止 (101) (東部総合事務所福祉保健局) 3
	指定介護予防サービス事業者の廃止 (102) (〃) 4
◇ 教委告示	口頭による開示請求を行うことができる個人情報の一部改正 (3) (教育総務課) 4
◇ 公 告	平成 21 年度鳥取県警察官採用試験 (警察官 A (1 回目)) の実施 (人事委員会事務局任用課) 6
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (集中業務課) 8

告 示

鳥取県告示第100号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成21年2月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1(1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

鳥取市

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(3) 土砂災害警戒区域の名称

安蔵谷川（Ⅰ-1-1-13-1）、柿木谷川（Ⅰ-1-1-13-2）、家ノ谷川（Ⅰ-1-1-13-3）、谷ノ奥川（Ⅰ-1-1-13-4）、小谷川（Ⅰ-1-1-13-5）、下平川（Ⅰ-1-1-13-6）、野間谷川（Ⅰ-1-1-13-7）、旭谷川（Ⅰ-1-1-13-8）、旭ヶ丘谷川（Ⅰ-1-1-13-9）、北用瀬谷川（Ⅰ-1-1-13-10）三角谷川（Ⅰ-1-1-13-11）、紺屋川（Ⅰ-1-1-13-12）、用瀬谷川（Ⅰ-1-1-13-13）、杉谷川（Ⅰ-1-1-13-15）、イヤ谷川（Ⅰ-1-1-13-16）、宮谷川（Ⅰ-1-1-13-17）、山ノ谷川（Ⅰ-1-1-13-18）、小谷谷川（Ⅰ-1-1-13-19）、余井谷川（Ⅰ-1-1-13-20）、美成谷川（Ⅰ-1-1-13-21）、東古谷川（Ⅰ-1-1-13-22）、金屋下谷川（Ⅰ-1-1-13-23）、金屋上谷川（Ⅰ-1-1-13-24）、樟原谷川（Ⅰ-1-1-13-25）、上樟原谷川（Ⅰ-1-1-13-26）、洗足谷川（Ⅰ-1-1-13-27）、川中谷川（Ⅰ-1-1-13-28）、宮原谷川（Ⅰ-1-1-13-31）、下宮原谷川（Ⅰ-1-1-13-32）、西谷川（Ⅰ-1-1-13-33）、山口谷川（Ⅰ-1-1-13-34）、下ヶ谷川（Ⅰ-1-1-13-35）、西ヶ谷川（Ⅰ-1-1-13-36）、水尾谷川（Ⅰ-1-1-13-37）、西江谷川（Ⅰ-1-1-13-38）、大久保谷川（Ⅰ-1-1-13-39）、持谷川（Ⅰ-1-1-13-40）、左夏明谷川（Ⅰ-1-1-13-41）、右夏明谷川（Ⅰ-1-1-13-42）、芋ヶ谷川（Ⅰ-1-1-13-43）、長命谷川（Ⅰ-1-1-13-44）、大林川（Ⅰ-1-1-13-45）、鹿の谷川（Ⅰ-1-1-13-47）、安岡谷川（Ⅰ-1-1-13-48）、家奥谷川（Ⅰ-1-1-13-49）、十郎谷川（Ⅰ-1-1-13-50）、奥家谷川（Ⅰ-1-1-13-51）、家谷川（Ⅰ-1-1-13-52）、家奥谷川（Ⅰ-1-1-13-53）、妙見谷川（Ⅰ-1-1-13-54）、一ノ谷川（Ⅰ-1-1-13-55）、大宝谷川（Ⅰ-1-1-13-56）、六郎木谷川（Ⅰ-1-1-13-59）、堤谷川（Ⅰ-1-1-13-60）、上エノ山谷川（Ⅰ-1-1-13-61）、黄蓮谷川（Ⅰ-1-1-13-62）、東井谷川（Ⅰ-1-1-13-63）、美フケ谷川（Ⅰ-1-1-13-64）、堤谷川（Ⅰ-1-1-13-65）、柚谷川（Ⅰ-1-1-13-66）、向山谷川（Ⅰ-1-1-13-67）、上美フケ谷川（Ⅰ-1-1-13-68）、下坂本谷川（Ⅰ-2-3-5-7）、北谷川（Ⅰ-3-3-5-4）、南田川（Ⅰ-3-3-5-20）、馬路谷川（Ⅱ-1-1-13-1）、下土居谷川（Ⅱ-1-1-13-2）、瀬谷川（Ⅱ-1-1-13-3）、三本松谷川（Ⅱ-1-1-13-4）、幸ノ神谷川（Ⅱ-1-1-13-5）、尾花谷川（Ⅱ-1-1-13-6）、横谷川（Ⅱ-1-1-13-7）、小畑谷川（Ⅱ-1-1-13-12）、下水尾谷川（Ⅱ-1-1-13-13）、北江谷川（Ⅱ-1-1-13-14）、釜谷川（Ⅱ-1-1-13-16）、青滑谷川（Ⅱ-1-1-13-17）、オケ谷川（Ⅱ-1-1-13-18）、梨木谷川（Ⅱ-1-1-13-19）、向イ原谷川（Ⅱ-1-1-13-20）、奥沢見上谷川（Ⅱ-3-3-5-1）、北谷川①（Ⅱ-3-3-5-8）、北谷川②（Ⅱ-3-3-5-9）、北谷川③（Ⅱ-3-3-5-10）、北谷川④（Ⅱ-3-3-5-11）、北谷川⑤（Ⅱ-3-3-5-12）

(4) 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおり。

2(1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

鳥取市

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(3) 土砂災害警戒区域の名称

水尻地区(I-235)、奥沢見地区(I-236)、勝見地区(I-255)、山根地区(I-483)、向イ田地区(I-484)、下屋住地区(I-485)、山口地区(I-486)、川中地区(I-487)、宮原地区(I-488)、樟原地区(I-489)、上ノ坂道地区(I-490)、川崎地区(I-491)、小谷川地区(I-492)、岩山地区(I-493)、用瀬地区(I-494)、美成地区(I-495)、馬路地区(I-496)、塚の原地区(I-1134)、旭ヶ丘地区(I-1135)、下平地区(I-1136)、下土居地区(I-1137)、酒ノ津D地区(I-1252)、鷹狩地区(I-1300)、鷹狩B地区(I-1301)、馬路B地区(I-1302)、用瀬B地区(I-1303)、松原地区(I-1304)、青滑地区(I-1305)、川中B地区(I-1306)、田尻地区(I-人工15)、マチ浦地区(I-人工17)、奥沢見B地区(II-2205)、奥沢見C地区(II-2206)、奥沢見D地区(II-2207)、奥沢見E地区(II-2208)、鷹狩C地区(II-2410)、鷹狩D地区(II-2411)、下平B地区(II-2412)、岩山B地区(II-2413)、用瀬C地区(II-2414)、用瀬D地区(II-2415)、用瀬E地区(II-2416)、用瀬F地区(II-2417)、古用瀬地区(II-2418)、上土居地区(II-2419)、奥家奥地区(II-2420)、奥家奥B地区(II-2421)、家奥地区(II-2422)、家奥B地区(II-2423)、鹿の子地区(II-2424)、金屋地区(II-2425)、樟原B地区(II-2426)、江波地区(II-2427)、江波B地区(II-2428)、江波C地区(II-2429)、夏明地区(II-2430)、夏明B地区(II-2431)、下屋住B地区(II-2432)、山口B地区(II-2433)、山口C地区(II-2434)、山口D地区(II-2435)、松原B地区(II-2436)、岡地区(II-2437)、宮原B地区(II-2438)、川中C地区(II-2439)、川中D地区(II-2440)、川中E地区(II-2441)、古用瀬D地区(II-3607)、古用瀬C地区(II-人工2002)

(4) 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおり。

(「次の図」は省略し、その図面を鳥取県土整備部治山砂防課及び東部総合事務所県土整備局並びに鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第101号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成21年2月24日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	居宅サービス事業を行っていた事業所の名称	居宅サービス事業を行っていた事業所の所在地	居宅サービスの種類	廃止年月日
本城一郎	鳥取市湯所町二丁目110	本城内科クリニック	鳥取市湯所町二丁目110	居宅療養管理指導	平成18年7月31日
岸本匡史	八頭郡八頭町福本2-11	岸本歯科医院	八頭郡八頭町福本2-11	〃	平成15年8月31日

鳥取県告示第102号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第115条の9の規定により、次のとおり告示する。

平成21年2月24日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	介護予防サービス事業を行っていた事業所の名称	介護予防サービス事業を行っていた事業所の所在地	介護予防サービスの種類	廃止年月日
本城一郎	鳥取市湯所町二丁目110	本城内科クリニック	鳥取市湯所町二丁目110	介護予防居宅療養管理指導	平成18年7月31日

教 育 委 員 会 告 示

鳥取県教育委員会告示第3号

平成15年鳥取県教育委員会告示第23号（口頭による開示請求を行うことができる個人情報について）の一部を次のように改正し、平成21年2月26日から施行する。

平成21年2月24日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後				改 正 前			
口頭による開示請求を行うことができる個人情報取扱事務の名称	開示する個人情報の内容	開示請求を行うことができる期間	開示請求を行うことができる場所	口頭による開示請求を行うことができる個人情報取扱事務の名称	開示する個人情報の内容	開示請求を行うことができる期間	開示請求を行うことができる場所
略				略			
鳥取県公立学校職員〔任期付職員（教育相談員）〕採	試験種目ごとの得点及び合計得点並びに順位	試験結果の通知日から <u>1年</u> 間	教育委員会高等学校課	鳥取県公立学校職員〔任期付職員（教育相談員）〕採	試験種目ごとの得点及び合計得点並びに順位	試験結果の通知日から <u>1月</u> 間	教育委員会高等学校課

用 候 補 者 選 考 試 験			
略			
鳥 取 県 立 学 校 実 習 助 手 採 用 候 補 者 選 考 試 験	不 合 格 者 に 係 る 総 合 判 定	試 験 結 果 の 通 知 日 か ら 1 月 間	〃
略			
鳥 取 県 教 育 委 員 会 事 務 局 家 庭 ・ 地 域 教 育 課 非 常 勤 職 員 (生 涯 学 習 指 導 専 門 員) 採 用 試 験	試 験 種 目 ご と の 得 点 及 び 合 計 得 点 並 び に 順 位 (不 合 格 者 の 場 合 は、 試 験 種 目 ご と の 判 定 を 含 む。)	〃	教 育 委 員 会 家 庭 ・ 地 域 教 育 課
鳥 取 県 立 図 書 館 非 常 勤 職 員 (司 書) 採 用 試 験	合 計 得 点 及 び 順 位	〃	鳥 取 県 立 図 書 館
略			
妻 木 晩 田 遺 跡 事 務 所 非 常 勤 職 員 (技 術 職 員) 採 用 試 験	試 験 種 目 ご と の 得 点 及 び 合 計 得 点 並 び に 順 位 (不 合 格 者 の 場 合 は、 試 験 種 目 ご と の 判 定 を 含 む。)	〃	妻 木 晩 田 遺 跡 事 務 所
鳥 取 県 立 学 校 非 常 勤 職 員 (家 庭 教 育 支 援 員) 採 用 試 験	面 接 試 験 の 得 点 及 び 順 位	〃	教 育 委 員 会 高 等 学 校 課
略			

用 候 補 者 選 考 試 験			
略			
鳥 取 県 立 学 校 実 習 助 手 採 用 候 補 者 選 考 試 験	不 合 格 者 に 係 る 総 合 判 定	〃	〃
略			
鳥 取 県 教 育 委 員 会 事 務 局 家 庭 ・ 地 域 教 育 課 非 常 勤 職 員 (生 涯 学 習 指 導 専 門 員) 採 用 試 験	試 験 種 目 ご と の 得 点 及 び 合 計 得 点 並 び に 順 位 (不 合 格 者 の 場 合 は、 試 験 種 目 ご と の 判 定 を 含 む。)	〃	教 育 委 員 会 家 庭 ・ 地 域 教 育 課
略			
妻 木 晩 田 遺 跡 事 務 所 非 常 勤 職 員 (技 術 職 員) 採 用 試 験	試 験 種 目 ご と の 得 点 及 び 合 計 得 点 並 び に 順 位 (不 合 格 者 の 場 合 は、 試 験 種 目 ご と の 判 定 を 含 む。)	〃	妻 木 晩 田 遺 跡 事 務 所
略			

公 告

職員の任用に関する規則（昭和27年鳥取県人事委員会規則第11号）第17条第1項の規定に基づき、平成22年度に採用する鳥取県警察官の採用試験の実施について、次のとおり公告する。

平成21年2月24日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

- 1 試験の名称
平成21年度鳥取県警察官採用試験（警察官 A（1回目））
- 2 試験区分及び採用予定者数

試験区分		採用予定者数
警察官（男性）		31名程度
警察官（女性）		2名程度
警察官（男性） 〈武道〉	柔道	1名程度
	剣道	1名程度

（注） 採用予定者数については、今後の欠員等の状況により変更する場合がある。また、試験の結果によっては第1次試験合格者及び採用候補者がいない場合がある。

- 3 対象となる職
警察署等に勤務する公安職給料表2級係員（巡査）の職
- 4 給与
この試験に合格し、採用された者には、原則として給料月額208,800円のほか諸手当が支給される。
- 5 受験資格
受験資格は、次のとおりとする。ただし、日本の国籍を有しない者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験することができない。
 - （1） 昭和54年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）若しくはこれに準ずる学校を卒業したもの又は平成22年3月31日までに卒業する見込みのもの
 - （2） 警察官（男性）〈武道〉を志望する者にあつては、次のいずれかに該当する者
 - ア 柔道については、財団法人講道館が交付する柔道の段位3段以上を有する者
 - イ 剣道については、財団法人全日本剣道連盟が交付する剣道の段位3段以上を有する者
- 6 第1次試験
 - （1） 試験種目
教養試験（多肢選択式）、論文試験
 - （2） 試験期日
平成21年5月10日（日）
 - （3） 試験会場
鳥取県庁本庁舎講堂 鳥取市東町一丁目220
西部総合事務所講堂 米子市糺町一丁目160
- 7 第2次試験
 - （1） 試験種目
人物試験（集団討論及び個別面接）、適性検査、身体検査、体力検査及び実技（武道受験者のみ）
なお、身体検査の検査項目及び基準は、次のとおりとする。

検 査 項 目	基 準	
	男 性	女 性
身 長	おおむね160センチメートル以上であること。	おおむね153センチメートル以上であること。
体 重	おおむね47キログラム以上であること。	おおむね43キログラム以上であること。
胸 囲	おおむね78センチメートル以上であること。	
視 力	両眼とも、裸眼視力が0.6以上、又は矯正視力が1.0以上であること。	
色 覚	正常であること。	
聴 力	正常であること。	
一般内科系検査	正常であること。	
四肢の運動機能	職務遂行に支障がないこと。	

(2) 試験期日

平成21年6月15日(月)及び同月16日(火)

(3) 試験会場

鳥取県警察学校 鳥取市伏野46-5

鳥取県警察本部庁舎会議室 鳥取市東町一丁目271

鳥取県庁第二庁舎会議室 鳥取市東町一丁目271

8 第1次試験合格者及び採用候補者の決定方法

(1) 第1次試験合格者

第1次試験の教養試験(多肢選択式)の得点の高い順に決定する。

なお、教養試験(多肢選択式)には一定の基準を設け、この基準を満たさない場合は不合格とする。

(2) 採用候補者

第1次試験の教養試験(多肢選択式)の得点にかかわらず、第1次試験において実施する論文試験と第2次試験の結果により決定する。

9 第1次試験合格者及び採用候補者の発表

(1) 第1次試験合格者

平成21年5月19日(火)に鳥取県庁本庁舎、東部総合事務所、八頭総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の1階屋内掲示板等にその受験番号を掲示して発表するとともに、インターネット上の鳥取県のホームページ(とりネット)に掲載する。

なお、第1次試験合格者には書面で通知する。

(2) 採用候補者

平成21年7月3日(金)に鳥取県庁本庁舎、東部総合事務所、八頭総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の1階屋内掲示板等にその受験番号を掲示して発表するとともに、インターネット上の鳥取県のホームページ(とりネット)に掲載する。

なお、第2次試験の受験者全員に結果を書面で通知する。

10 採用の方法

(1) 採用候補者は、鳥取県警察本部長が作成する採用候補者名簿に成績順に登載され、同名簿に登載された者の中から採用が決定される。したがって、採用候補者がすべて採用されるとは限らない。

(2) 採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定(採用候補者の発表)の日から原則として1年間とする。

なお、採用は、原則として平成22年4月1日の予定であるが、欠員等の状況によってはそれ以前に採用することもある。

11 受験手続

(1) 受験申込書の配布

受験申込書は、鳥取県人事委員会事務局、鳥取県庁本庁舎受付、東部総合事務所県民局、八頭総合事務所

県民局、中部総合事務所県民局、西部総合事務所県民局、日野総合事務所県民局、東京本部、関西本部、名古屋本部、警察本部県民ホール、各警察署、交番及び駐在所において配布する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、次のいずれかの方法により申込みをすること。

ア 所定の受験申込書1部に必要事項を記入の上、鳥取県人事委員会事務局に持参、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出する方法

イ インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）の電子申請の受付サービス（<http://www.shinsei.pref.tottori.lg.jp/>）を利用して申込みをする方法

(3) 受付期間及び受付時間

ア 持参、郵便又は信書便による申込みの場合

(ア) 受付期間

平成21年3月27日（金）から同年4月20日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）

なお、郵便又は信書便による申込みは、平成21年4月20日（月）までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものに限り受け付ける。

(イ) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで

なお、平成21年3月27日（金）から同月31日（火）までの期間は、午後5時30分まで受け付ける。

イ インターネットによる申込みの場合

平成21年3月27日（金）午前0時から同年4月20日（月）午後12時まで

12 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問合せは、鳥取県人事委員会事務局（〒680-8570 鳥取市東町一丁目271 電話0857-26-7553 電子メールjinji@pref.tottori.jp）に行うこと。ただし、第2次試験の実施及び採用候補者の発表に関する問合せは、鳥取県警察本部警務課（〒680-8570 鳥取市東町一丁目271 電話（代表）0857-23-0110）に行うこと。

(2) 受験申込書の請求、受験に関する問合せ等を郵便又は信書便によって行う場合には、120円切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封すること。

(3) 第1次試験に関する手続は鳥取県人事委員会事務局が実施し、第2次試験以降の手続は鳥取県警察本部が実施する。

(4) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので、参照すること。

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成21年2月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達件名及び数量

平成21年度とっとり県政だよりの印刷業務 1回につき209,000部 12回発行

(2) 調達物品の仕様

入札説明書による。

(3) 納入期限

入札説明書による。

(4) 納入場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

本件入札は、鳥取県物品電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札又は紙入札により行うものであること。

なお、契約に当たっては、電子調達システムの電子入札書に入力された金額（紙入札にあつては、入札書に記載された金額）に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「競争入札見積金額」という。）の105分の100に相当する金額を入力し、又は記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有するものは、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成18年鳥取県告示第841号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その区分が印刷類の一般印刷に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であつて、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成21年3月3日（火）午後5時までに4の(1)の場所に提出すること。

(3) 平成21年2月24日（火）から同年4月8日（水）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

3 契約担当部局

鳥取県総務部庶務集中局集中業務課

4 入札手続

(1) 入札に関する書類又は競争入札参加資格審査の申請書類の提出先又は問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部庶務集中局集中業務課物品調達担当

電話 0857-26-7433

電子メール b_denshichoutatsu@pref.tottori.jp

(2) 調達物品の仕様に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県企画部広報課広報紙担当

電話 0857-26-7840

(3) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、平成21年2月24日（火）から同年3月11日（水）までの間に、インターネットのホームページ（物品電子調達ウェブサイト）から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

平成21年2月24日（火）から同年3月11日（水）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 交付場所

(1)に同じ。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

平成21年4月6日（月）午前11時から同月8日（水）正午まで（ただし、郵便等による入札書の受領期間は、同月7日（火）午後5時までとする。）

イ 開札日時

平成21年4月8日（水）午後1時

ウ 場所

(1)に同じ

5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札

ア 電子入札による場合は、電子調達システムの操作マニュアル記載の方法によること。

イ 紙入札による場合は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者にあつては、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、平成21年3月18日（水）午後5時までに次に示すところにより提出し入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札を希望する者にあつては、電子調達システムで提出すること。ただし、添付ファイルの容量等によりすべての書類が電子調達システムで提出できない場合においては、入札説明書で指定するものを除き郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に提出することを認める。

イ 紙入札を希望する者にあつては、郵送等又は持参の方法により4の(1)の場所に提出すること。

(3) 入札者は、(2)の事前提出資料に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の100分の5以上の金額を県の指定する期日までに提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時刻

(2) 入札の無効

2 の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、調達手続特例規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) 電子証明書

本件入札における電子入札に参加するためには、5 の(2)の書類を提出するときに、電子証明書が必要となること。

(7) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ この公告において示した物品に係る平成21年度予算が成立しなかったときは、入札は行わない。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Printing Of “Tottori Kensei Dayori” (Prefectural newsletter) ,209,000×12copies distributed

(2) March 18, 2009 5 : 00 PM : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) April 8, 2009 Noon : Time-limit for submission of tenders

April 7, 2009 5 : 00 PM : Time-limit for submission of tenders by registered mail

(4) Contact Point for the notice : Office of Procurement Services Bureau of Finances and Accounts General Affairs Department Tottori Prefectural Government 1 - 220 Higashi-machi Tottori-shi 680-8570 Japan TEL : 0857-26-7431, 7432 or 7433